

お客さま各位

苫小牧信用金庫

「普通預金規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和3年1月1日（金）より、普通預金（含決済用預金対応普通預金）規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加・変更いたします。

「未利用口座および未利用口座管理手数料」条項を新設
<p>（未利用口座および未利用口座管理手数料）</p> <p>（1）未利用口座の範囲</p> <p>① 最後に預入れまたは払戻し等による口座残高の異動（当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く。）から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない口座を未利用口座として取扱います。</p> <p>② 前号の口座のうち、通帳および届出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座として取扱います。</p> <p>（2）未利用口座管理手数料</p> <p>① 平成16年10月1日以降に開設した口座が未利用口座に該当する場合は、第2項第7号に該当する場合を除き、次により未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>② 未利用口座となった場合、届出の氏名、住所あてに未利用口座に関する通知を発信します。</p> <p>③ 前号の通知を発信した月の翌々月の月末時点で利用（預入れ、払戻し）がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>④ 前号の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引落しできるものとし、引落した当該手数料はご返却いたしません。</p> <p>⑤ 前号の引落し時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく当該口座残高を当該手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。</p> <p>⑥ 前号により解約した口座の再利用はできません。</p> <p>⑦ 第3号にかかわらず、次に該当する場合は、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。</p> <p>ア. 未利用口座の残高が10,000円以上の場合。</p> <p>イ. 未利用口座が後見制度支援預金の場合。</p> <p>ウ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険等の取引がある場合。</p> <p>エ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。</p> <p>オ. 預金者の年齢が20歳未満の場合。</p>

「その他手数料」条項の下線部の変更と追加
<p>（その他手数料）</p> <p>（1）この預金の預入れ・払戻しに際しましては、店頭に表示する手数料をいただきます。</p> <p>（2）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭に表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>（3）この預金の取引に関する手数料が、新設もしくは改定された場合は、当金庫所定の方法により引落とします。</p>

以上